

# 一般社団法人日本データベース学会 役員候補者選出及び役員選任等に関する規程

2021年12月27日制定  
2022年1月27日改定  
2023年7月1日改定  
2024年6月22日改定  
2026年2月2日改定

(総則)

第1条 この規程は、定款に規定される役員の選任について、その候補者の選出、及び役員の選任等に関する手続きを定めるものである。

2. 本規程における各用語の定義は以下のとおりとする。

① 役員候補者

社員総会における役員選任の候補者をいう。

② 役員候補者選挙

本規程が定めるところにより有権者が投票を行い、役員候補者を確定する手続きをいう。

③ 理事会推薦候補者

理事会推薦候補者リストに掲載される者であって、役員候補者選挙の候補者をいう。

(理事会推薦候補者)

第2条 理事会推薦候補者の資格は、役員改選年の1月理事会開催日時点で会費の滞納の無い第一種正会員、維持会員あるいは名誉会員とする。ただし、定款第3条に示す当法人の目的を達するに必要と理事会が認める場合はこの限りでない。

2. 会長は、現役員及び代議員に対して、理事会推薦候補者の推薦を求め、当該推薦結果を参考に理事会推薦候補者リストを作成する。理事会推薦候補者リストを作成するにあたっては候補者の過去の学会活動経験等を考慮する。

3. 会長は理事会推薦候補者リストを理事会に提出する。理事会は審議のうえ、決議により理事会推薦候補者を確定する。

4. 会長は、理事会推薦候補者を、次の区分ごとに指定するものとし、事前に理事会推薦候補者に立候補の意思を確認するものとする。

(1) 理事（会長）候補者 2名（少なくとも1名）

(2) 理事（会長を除く）候補者 改選数の2倍以内（少なくとも改選数）

(3) 監事候補者 4名（少なくとも2名）

5. 前項の改選数の変更を行う際は、理事会の決議によるものとする。

(理事会推薦候補者リスト)

第4条 理事会推薦候補者リストには、役職別毎に候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ、略歴、所信表明文、その他必要な情報を付記する。

(役員候補者選挙)

第5条 役員候補者選挙の有権者は、第一種正会員、維持会員及び名誉会員であって、選挙の年の1月理事会開催日現在において会費の滞納の無い者とする。

2. 前項に定める役員候補者選挙の有権者は、理事会推薦候補者リストの中から役員候補者を選出する。

3. 役員候補者選挙は、理事会が定める提出期日までに投票することを要する。

4. 役員候補者は、役員候補者選挙により、役職別、担当業務別に、選挙の得票数の高い順に決定する。但し、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。

5. 役員候補者選挙の開票には、会長又は会長の指名する理事あるいは監事の立合いを要する。

(理事会推薦役員と役員選任)

第6条 第5条により選出された役員候補者を、定款第34条第1項第5号に定める理事会が推薦する役員候補者とする。

2. 理事会は、社員総会において、役員候補者ごとに役員選任の決議に諮る。

(会長、総務担当副会長、副会長、特命副会長)

第7条 前条により選任された理事区分の役員から、定款第22条第2項で定める会長、総務担当副会長、副会長、及び特命副会長を理事会において選定する。

2. 定款において人数の定めのない特命副会長候補者数は理事会において決議する。

(業務分担)

第8条 定款 22 条 3 項に定める業務執行理事の業務の分担は理事会において定める。

(補欠選任)

第9条 役員が任期中に退任，死亡，解任その他の理由により欠けた場合，理事会は補欠役員の選任手続を実施することができる。

2. 補欠役員の候補者の選出及び社員総会における選任の手続については，第2条（理事会推薦候補者）から第8条（代表理事と業務執行理事）までの規定を準用する。この場合において，「役員改選年の1月理事会開催日現在」又は「選挙の年の1月理事会開催日現在」とあるのは，「補欠選任手続の開始を決議した理事会開催日現在」と読み替える。

3. 補欠役員の任期は，定款の定めに従う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は，理事会の決議により行う。

附則

1. 本規程は 2021 年 12 月 27 日に施行する。
2. 2022 年 1 月 27 日の改定は，改定日から施行する。
3. 2023 年 7 月 1 日の改定は，改定日から施行する。
4. 2024 年 6 月 22 日の改定は，改定日から施行する。
5. 2026 年 2 月 2 日の改定は，改定日から施行する。